



速度取締り指針



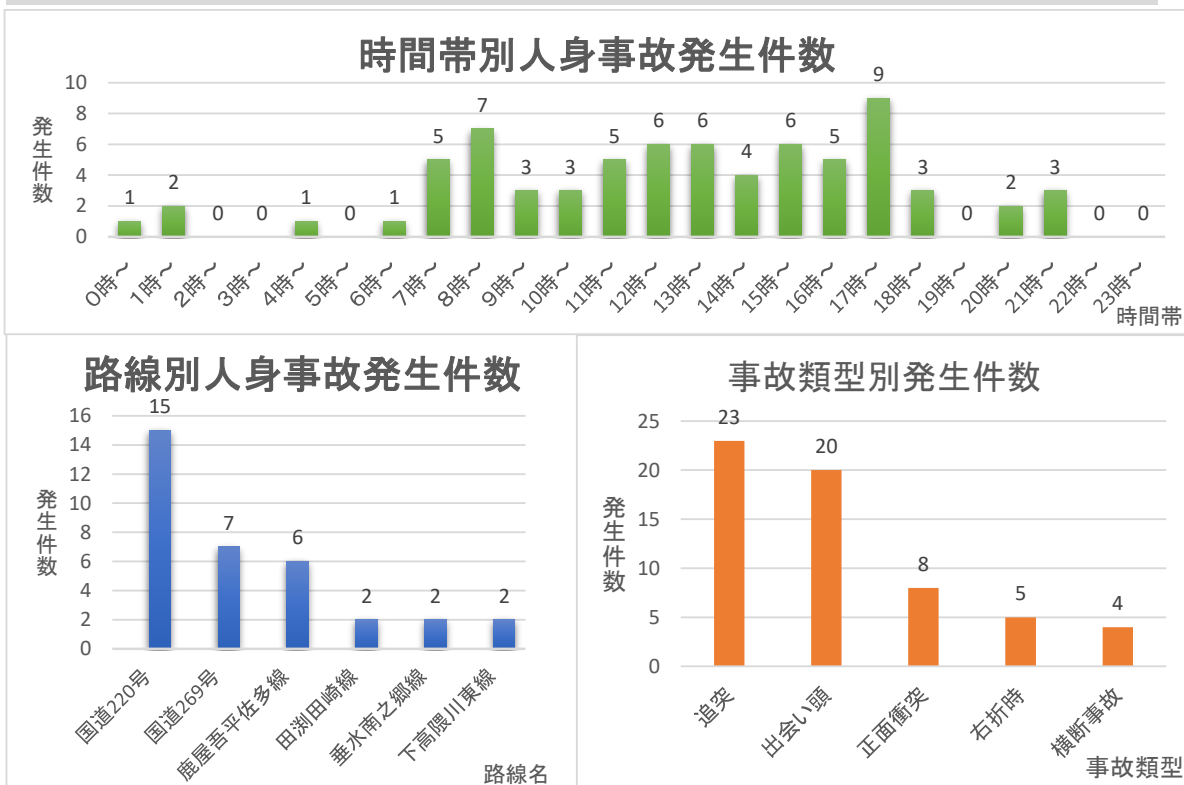
令和8年7月
鹿屋警察署

1 鹿屋警察署の速度取締り重点路線

路線	区間	規制速度	重点時間帯
国道220号	牛根境～串良町有里	40・50km/h	6:00～20:00
国道269号	永小原町～串良町細山田	40・50km/h	
鹿屋吾平佐多線	吾平町～札元	40・50km/h	
大崎輝北線	輝北町市成～野方	50km/h	

※上記以外の路線、時間帯でも取締りを実施することもあります。

2 鹿屋警察署管内における交通事故実態(R8.1～R8.6)



鹿屋警察署管内の人身事故分析結果

交通事故発生時間帯・路線	交通事故類型・原因
発生時間帯別では、帰宅時間にあたる午後5時台が最も多く、次いで登校・通勤時間にあたる午前8時台が多い。 路線別では、国道220号での発生が突出して多く、次いで国道269号、鹿屋吾平佐多線での発生が多い。 また、大崎輝北線において、2件の死亡事故が発生している。	交通事故類型は、追突事故と出会い頭事故が突出して多い。 人身事故の事故原因については、前方不注意、安全不確認が全体の65パーセントを占め、基本的な安全確認の欠如が交通事故に繋がっているものと考えられる。

3 その他の交通指導取締り要点

- ☆ 悪質・危険運転者排除のため、飲酒運転及び無免許運転の取締りを強化します。
- ☆ 横断歩道や交差点の交通事故抑止対策として、横断歩行者妨害や信号無視等、迷惑性が高く重大事故に直結するこれらの違反について、重点的取締りを実施することとしています。
- ☆ 携帯電話やシートベルト違反取締り等を実施し、運転者の緊張感を促すこととしています。
- ☆ 警察官の警告に従わないなど悪質な自転車運転者についても取締りを実施します。